

地域の実情に応じた民泊に係る法制化を求める意見書

近年の訪日外国人客の増加に伴い、宿泊ニーズも多様化しており、それに対応するため、民泊が増加しているが、旅館業法の許可を得て地域と良好な関係で営業する事業者がある一方、無許可で開業して地域とトラブルを起こす事業者が後を絶たず、地域住民から騒音やゴミの苦情、火災への不安等が少なからず寄せられている。

民泊については、これまで、政府の規制改革会議において、規制の見直しや緩和策が検討されてきており、本年6月2日の閣議決定においては、現行法では営業が認められていない住居専用地域でも営業が可能となり、地域の実情によっては条例等で規制することも可能な旨盛り込まれたところである。

また、この新たな枠組みで提供されるものは住宅を活用した宿泊サービスであり、ホテル・旅館を対象とする既存の旅館業法とは別の法制度にするとされているが、地域住民の安全な生活環境を守るためには、旅館業法の内容に準じた法整備の必要があると考えられる。

よって、政府においては、法制化に当たり、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 ホテル・旅館に準じたルールを設け、公衆衛生、防火・防災や防犯など、管理責任の明確なルールを設けるとともに、その遵守を徹底させる策を盛り込むこと。
- 2 地域住民の安心・安全な生活環境を守り、社会不安が生じないように、地域の実情に応じて運用できる法制化を進めること。
- 3 地域の実情に応じた民泊の年間営業日数の設定と、施設への調査、指導、改善命令、業務停止、不正行為への罰則等について、条例等で規定の整備ができるよう、地方自治体の関与について明確に規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年（2016年）10月31日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）

（提出者）自由民主党、民進党市民連合及び公明党所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員